

① 件名				
寄附者への感謝状の贈呈基準について				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
<p>【背景】</p> <p>本市に対し現金又は物品等の寄附があった場合は、寄附者に対する謝意の表し方として礼状を送付していたところであるが、平成20年から取り扱いを始めたふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」や東日本大震災の発災などにより高額な寄附が寄せられている現状である。</p> <p>【目的】</p> <p>一定額以上の現金等の寄附者に対する謝意の表し方として、礼状に代え感謝状を贈呈する。</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
【根拠法令】 無				
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
<p>【経過】</p> <p>平成28年3月～4月 関係部協議</p> <p>4月19日 石巻市寄附者感謝状の贈呈に関する規定の施行 (4月1日以後の寄附の申し出分から適用)</p>				
⑤ 主な内容				
一定額以上の現金又は物品等の寄附者に対し、礼状に代え感謝状を贈呈することにより謝意を表す。				
(1) 贈呈基準				
<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上の現金又はこれに相当する物件若しくは物品（以下「物品等」という。）を市に寄附した者 ・寄附のあった日から起算して、過去1年間において、複数回にわたり寄附した現金又は物品等の合計額が100万円以上となった者 ・市長が感謝状を贈呈することが適当と認めた者 				
(2) 贈呈の手続き				
<ul style="list-style-type: none"> ・寄附の収納等を行う担当課において市長の決裁を受け感謝状を贈呈する ・贈呈の時期は、贈呈者の決定後、随時に行うものとする。 				
《参考》				
平成26年度における金額別の寄附内訳（物件又は物品の寄附を除く。）				
	件数	金額(千円)	左のうち「ふるさと納税」	
			件数	金額(千円)
1円～10万円未満	17,373	200,949	17,111	196,444
10万円～100万円未満	630	77,518	524	59,024
100万円～1,000万円未満	32	67,779	6	11,350
1,000万円～	4	190,000	1	50,000
合計	18,039	536,246	17,642	316,818
100万円以上の寄附年度別推移（物件又は物品の寄附を除く。）				
	件数	金額(千円)	左のうち「ふるさと納税」	
			件数	金額(千円)
平成22年度	5	71,975	1	1,350
平成23年度	150	986,724	5	17,350
平成24年度	56	369,764	3	3,350

	平成 25 年度	45	135, 229	5	12, 350
	平成 26 年度	36	257, 779	7	61, 350
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）					
寄附者に対する謝意の表し方として、より丁寧な取扱いとなる。					
⑦ 他の自治体の政策との比較検討					
県内各市のうち現金又は物品等の寄附者に対し、表彰状又は感謝状を贈呈している団体は次のとおり。					
	種 別	金額の基準		根拠法令	
塩竈市	表彰状	多額の私財 (個人 100 万円以上/団体 500 万円以上)		表彰条例	
名取市	表彰状	多額の金品(200 万円を目安)		表彰条例	
	感謝状	同上(震災寄附の場合)		内規	
角田市	表彰状	300 万円以上		表彰条例	
岩沼市	感謝状	10 万円以上		表彰条例	
栗原市	表彰状	100 万円以上		表彰条例	
	感謝状	20 万円以上		感謝状贈呈規程	
東松島市	感謝状	20 万円以上		寄附採納事務取扱規程	
大崎市	表彰状	100 万円以上		表彰条例	
※ 表彰条例に基づき表彰している団体が多いが、これは寄附に対する表彰が寄附金控除の制度化以前から行われていたことによるものであり、寄付金控除が一般的となっている現在において、新たに高額 の寄附に対し謝意を表す場合は、感謝状を贈呈することが適当と考える。					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日					
庁議後、庁内へグループウェアにより周知					
⑨その他					